

元長薬発第 834 号
令和元年 11 月 26 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

令和元年台風第 19 号被災者に係る薬務関係許可等手数料の減免について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記令和元年台風第19号被災者に係る薬務関係許可等手数料の減免について、長野県健康福祉部長より別添のとおり通知がありました。

本県では、令和元年10月31日に策定された「令和元年台風第19号災害復旧・復興方針」に基づき、別添「減免対象許可等一覧」に記載の法令等に係る許可等手数料の減免を行うこととされ、これに係る事務手続きが別紙のとおり定められました。

つきましては、取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、本会ホームページ(トップページ)台風 19 号災害情報)にも掲載しております。

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

元藥第 472 号

令和元年（2019年）11月26日

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

令和元年台風第19号被災者に係る薬務関係許可等手数料の減免について（通知）

このことについて、本県では、令和元年 10 月 31 日に策定された「令和元年台風第 19 号災害復旧・復興方針」に基づき、別添「減免対象許可等一覧」に記載の法令等に係る許可等手数料の減免を行うこととし、これに係る事務手続きを別紙のとおり定めましたので、御了知いただくとともに、貴会員に周知いただきますよう御配意願います。

薬事管理課

課長：太田靖 担当：竹内千鶴子（薬事温泉係）

担当：岩松秀雄（麻薬毒劇物係）

電話直通 026-235-7157 (藥事温泉係)

026-235-7159 (麻藥毒劇物係)

F A X 026-235-7398

メール yakuji@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

令和元年台風第 19 号により被災した者に係る許可手数料等減免の取扱いについて

1 趣 旨

令和元年台風第 19 号（以下「台風」という。）により被害を受けた者が、2 に規定する許可等の申請等を必要とする場合、長野県手数料徴収条例第 3 条の規定に基づく許可等手数料の減免について、事務処理の取り扱いを定める。

2 減免の対象となる許可等

別添「減免対象許可等一覧」のとおり

3 減免の対象者

台風により被害を受けた者で 2 に規定する許可等を受けようとする者

4 減免の要件

(1) 再交付

台風により被害を受けたと認められること。

(2) (1) 以外

以下のすべての要件を満たすこと。

- ①台風により被害を受けたと認められること。
- ②長野県内での事業再開であること。
- ③被災前と同じ業種での事業再開であること。

5 減免の方法等

市町村において発行する「り災証明書」等被害を受けた事実を証明する書類を提出すること。

6 適用期間

令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

減免対象許可等一覧

大麻取締法第5条第1項の規定による大麻取扱者免許の申請に対する審査
大麻取締法第10条第6項の規定による大麻取扱者免許証の再交付
温泉法第15条第1項の規定による温泉の利用の許可の申請に対する審査
毒物及び劇物取締法施行令第36の7第1項第1号の規定による法第7条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査
毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査
毒物及び劇物取締法第4条第2項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由
毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定による登録票の再交付
覚せい剤取締法第3条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の申請に対する審査
覚せい剤取締法第4条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む)の規定による覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る経由
覚せい剤取締法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む)の規定による覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付
覚せい剤取締法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む)の規定による覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由
覚せい剤取締法第30条の2の規定による指定の申請に対する審査 ア 覚せい剤原料取扱者
覚せい剤取締法第30条の2の規定による指定の申請に対する審査 イ 覚せい剤原料研究者
麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定による免許の申請に対する審査 ア 麻薬卸売業者

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定による免許の申請に対する審査 イ 麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者
麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項の規定による麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付
麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定による免許の申請に対する審査 ア 向精神薬卸売業者
麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定による免許の申請に対する審査 イ 向精神薬小売業者
麻薬及び向精神薬取締法第50条の4において準用する法第10条第1項の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付
麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査
麻薬及び向精神薬取締法第50条の7において準用する法第10条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法第4条第1項の規定による薬局開設の許可の申請に対する審査
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第1号及び第2項第1号の規定による法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品製造販売業の許可の申請に対する審査 ア 第一種医薬品製造販売業許可（ウに掲げるものを除く。）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第1号及び第2項第1号の規定による法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品製造販売業の許可の申請に対する審査 イ 第二種医薬品製造販売業許可（ウに掲げるものを除く。）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第1号及び第2項第1号の規定による法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業の許可の申請に対する審査 ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第1号及び第2項第1号の規定による法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業の許可の申請に対する審査 エ 医薬部外品製造販売業許可（オに掲げるものを除く。）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第1号及び第2項第1号の規定による法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業の許可の申請に対する審査 オ 医薬部外品製造販売業許可（政令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外のものの製造販売である場合の許可に限る。）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第1号及び第2項第1号の規定による法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業の許可の申請に対する審査 カ 化粧品製造販売業許可

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 ア 医薬品の製造に係る許可のうち省令第26条第1項第3号に掲げる区分に係るもの(無菌)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 イ 医薬品の製造に係る許可のうち省令第26条第1項第4号に掲げる区分に係るもの(一般)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 ウ 医薬品の製造に係る許可のうち省令第26条第1項第5号に掲げる区分に係るもの(包装・表示・保管)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 エ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 オ 医薬部外品の製造に係る許可のうち省令第26条第2項第1号に掲げる区分に係るもの(無菌)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 カ 医薬部外品の製造に係る許可のうち省令第26条第2項第2号に掲げる区分に係るもの(一般)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 キ 医薬部外品の製造に係る許可のうち省令第26条第2項第3号に掲げる区分に係るもの(包装・表示・保管)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 ク 化粧品等の製造に係る許可のうち省令第26条第3項第1号に掲げる区分に係るもの
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 ケ 化粧品等の製造に係る許可のうち省令第26条第3項第2号に掲げる区分に係るもの(包装・表示・保管)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定による法第14条第1項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品に限る)の製造販売の承認の申請に対する審査
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第3項第1号の規定による法第23条の2第1項に規定する医療機器等の製造販売業の許可の申請に対する審査 ア 第一種医療機器製造販売業許可
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第3項第1号の規定による法第23条の2第1項に規定する医療機器等の製造販売業の許可の申請に対する審査 イ 第二種医療機器製造販売業許可
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第3項第1号の規定による法第23条の2第1項に規定する医療機器等の製造販売業の許可の申請に対する審査 ウ 第三種医療機器製造販売業許可
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第3項第1号の規定による法第23条の2第1項に規定する医療機器等の製造販売業の許可の申請に対する審査 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第3項第3号の規定による法第23条の2の3第1項に規定する医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第4項第1号の規定による法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法第24条第1項の規定による医薬品の販売業(動物用医薬品特例販売業を除く)の許可の申請に対する審査
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法第33条第1項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法第33条第1項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法第36条の8第2項の規定による販売従事登録証の再交付
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第80条第2項第3号の規定による法第40条の2第2項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第6条第1項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の再交付
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第13条第1項の規定による医薬品等の製造業の許可証の再交付
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第37条の3第1項の規定による医療機器等の製造販売業の許可証の再交付
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第37条の10第1項(政令第55条において準用する場合を含む。)の規定による医療機器等の製造業の登録証または医療機器の修理業の許可証の再交付
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第43条の5第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法施行令第46条第1項の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付